

水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、県内中小・中堅企業の水素利活用製品等の「技術開発」、「試作」又は「評価」に対する補助を行うことで、その事業化を促進し、県内中小・中堅企業の水素関連産業への参入促進を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、別表1の(1)から(6)のいずれにも該当する企業とする。

2 補助金の対象となる事業は、別表2に掲げるとおりとする。

(補助率及び補助対象経費)

第5条 補助金の補助率及び限度額等は、別表2に掲げるとおりとする。

2 補助対象経費は別表3に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）が定める期日までに、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を、理事長に提出しなければならない。

2 前項の理事長が定める期日は、別に通知する。

(補助金の交付の決定)

第7条 理事長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 理事長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 理事長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該申請書を提出した者に交付決定通知書を通ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内(理事長が別に期間を定めたときは、その期間内)に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の内容又は経費の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金変更承認申請書(別記第2号様式)を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、理事長が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 理事長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、変更内容は適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書を補助事業者に通ずるものとする。

3 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の変更交付決定について準用する。

(軽微な変更の範囲)

第11条 前条第1項ただし書の理事長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付申請書(別記第1号様式)中の補助事業に要する経費の配分のうち、各費目相互間で配分変更する場合であつて、そのいずれか低い額の30パーセント以内の変更の場合。

(2) 補助の目的、能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更をする場合。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金中止(廃止)申請書(別記第3号様式)を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、次の各号に掲げる事項を記載した水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金実績報告書(別記第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の成果

(2) 補助事業に係る収支の状況

(3) 前二号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日又は要綱第8条第1項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 理事長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査及び必要に応じて行う検査の結果の上、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知する。

(報告及び検査)

第15条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(是正のための措置)

第16条 理事長は、第13条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第13条の規定は、補助事業者が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

(補助金の支払等)

第17条 補助事業者は、第14条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金精算払請求書(別記第5号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、補助事業者からの申し出に対して、その必要性を認めるときは、支払済みの額を限度として、第7条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払をすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金概算払請求書(別記第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱又はこの要綱の規定に基づく処分に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第8条の規定は、第1項の場合について準用する。

(補助金の返還)

- 第19条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する法人の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(補助事業の事業化)

- 第21条 補助事業者は、補助事業の県内での事業化に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化に向けた活動状況について、理事長に水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金事業化活動状況報告書(別記第7号様式)を提出しなければならない。

(知的財産権に関する届出)

- 第22条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、第21条第2項の規定による事業化活動状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(その他)

- 第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成28年9月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金を受給できる事業主

- (1) 補助金の対象となる水素利活用製品（水素関連部品）の製造を県内で行う事業主であること。
- (2) 県税の滞納のないこと。
- (3) 補助金を活用する事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号又は第2号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項第1号に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っていない事業主であること。
- (4) 暴力団関係事業所の事業主でないこと。
- (5) 次の(i)から(iii)までの書類を整備している事業主であること。
 - (i) 補助金活用の実施状況を明らかにする書類
 - (ii) 補助金活用に要する経費等の負担の状況を明らかにする書類
 - (iii) 必要経費の支払の状況を明らかにする書類
- (6) 補助金の審査に必要な書類を理事長の求めに応じて提出又は提示する、法人の実地調査に協力する等、審査に協力する事業主であること。

別表 2 (第 4、5 条関係)

補助金の対象となる内容、補助率等

補助事業の内容	補助率、限度額、期間
水素利活用製品等について、「技術開発」、「試作」又は「評価」	補助率：2/3 限度額：500万円 事業期間：交付決定の日から当該年度の2月末日まで

別表 3 (第 5 条関係)

補助対象経費

費目	費目内訳	補助対象経費
機器整備費	工具器具費	試作品を製作する場合、技術開発や評価を行う実験装置を製作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費（50万円未満のものに限る。ただし、設備、パソコン、机等汎用性の高い備品を購入する経費は補助対象外とする。）。
委託費	委託料	補助事業者で実施不可能又は補助事業者以外の者により実施することが効率的である「技術開発」又は「評価」の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費。 （法人への試験委託等も可とする。） ※委託料を計上する場合は、別紙 1 - 2 の委託説明書を添付すること。 ※委託料は、原則補助対象経費合計の 1 / 2 以内とする。
事業費	旅費	補助事業を行う上で必要な当該「技術開発」、「試作」又は「評価」に直接関与する者の旅費。
	原材料費	1 「技術開発」、「試作」又は「評価」に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費。 2 実験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費（試薬品、油、工作機械に使用される磨耗する刃物等）。 ※工具器具費の原材料は除く。
	使用料及び賃借料	「技術開発」、「試作」又は「評価」を実施する上で必要となる機器・装置等の使用料、実験場所借料等に要する経費
	消耗品費	「技術開発」、「試作」又は「評価」に必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費（使用可能期間が 1 年未満、又は、取得価額が 10 万円未満（税抜）のものをいう。ただし、補助事業のみで使用されることが確認できるものでも、事務用品等の汎用性の高いものは補助対象外とする。）。
その他	その他	補助事業を実施する上で特に必要と認められるもの

※特許取得経費も対象とする。なお、特許取得経費を計上する場合は、別紙 1 - 3 の特許取得説明書を添付すること。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

地方独立行政法人山口県産業技術センター理事長 様

申 請 者

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成 年度水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称・事業区分

事業名			
事業区分	<input type="checkbox"/> ：技術開発	<input type="checkbox"/> ：試作	<input type="checkbox"/> ：評価

※事業区分は、実施しようとする内容に最も近いものを選んでください。

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費	円
補助金交付申請額	円

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

（別紙1 補助事業計画書のとおり）

4 水素関連事業参入計画

（別紙2 水素関連事業参入計画書のとおり）

（連絡担当者） ※法人の担当から補助金の諸連絡する際の窓口となる担当者を記載してください

所 属		電 話	
部 署		F A X	
職・氏名		e-mail	

(別紙1)

補助事業計画書

事業名	
申請者	
参入を計画している水素利活用製品(水素関連部品)の概要	
事業区分	<input type="checkbox"/> : 技術開発 <input type="checkbox"/> : 試作 <input type="checkbox"/> : 評価
背景等	※ 注目する世の中の動きと、それに対応する貴社の取組について、自社保有技術やこれまでの取組、課題について記載してください。
補助事業の目標・実施内容	※ 目標とそれを達成するための具体的課題を設定し、それらの課題ごとに、その解決方法、や実施内容を具体的に記載してください。
補助事業の実施計画	※ 課題ごとに、実施計画を具体的に記載してください。
補助事業の新規性・優位性	※ 本事業の新規性・優位性に記載してください。また、取組内容にどのように自社保有技術が活かされているか記載してください。
補助事業の実施体制	※ 事業の実施体制を具体的に記載してください。外部の機関の協力を得る場合は、その位置づけを含めて記載してください。

補助事業完了 予定日	年 月 日		
補助事業に要する経費の配分及び補助金交付申請額			
(単位：円)			
費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
機器整備費			/
委託費			
事業費			
その他			
小計			
合計			
<p>※別紙1-1（補助事業に要する経費計算書）を添付してください。</p> <p>※委託費を計上する場合には、別紙1-2（委託説明書）、見積書を添付してください。なお、委託費には、機器整備費、外注費は計上できません。</p> <p>※消費税及び地方消費税を除いて記載してください。</p>			
本補助金で 過去に実施した 事業区分	<input type="checkbox"/> ：技術開発（ 年度） <input type="checkbox"/> ：試作（ 年度） <input type="checkbox"/> ：評価 （ 年度）		
補助金の 交付を受けた 実績	※ 過去5年間の国・地方公共団体・その他機関を含めた交付実績を記載してください。		
その他特記事項			
補助金該当要件に係る申告事項（□に✓入れて確認すること。）			
県税の滞納の有無	(□有 □無)		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業、 性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主への該当の有無	(□有 □無)		
暴力団関係事業主への該当の有無	(□有 □無)		

(別紙1-1)

補助事業に要する経費計算書

(単位：円)

費目	種別	仕様	単位	数量	単価	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金見込額	備考
機器整備費	工具器具費	××社製××	1	1	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
		××社製××	1	1	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
	小計					〇〇〇円	〇〇〇円		
	小計(千円)					〇〇千円	〇〇千円		
委託費	××大学					〇〇〇円	〇〇〇円		
	××高専					〇〇〇円	〇〇〇円		
	××株式会社					〇〇〇円	〇〇〇円		
	小計					〇〇〇円	〇〇〇円		
	小計(千円)					〇〇千円	〇〇千円		
事業費	旅費	山口⇄東京	×人	×回	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
		県内	×人	×回	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
	原材料費	××材料	kg	××	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
		××試薬	kg	××	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
	消耗品費	××	L	××	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
		××	kg	××	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
	小計					〇〇〇円	〇〇〇円		
	小計(千円)					〇〇千円	〇〇千円		
その他					〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
					〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
					〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円		
	小計					〇〇〇円	〇〇〇円		
	小計(千円)					〇〇千円	〇〇千円		
合計(千円)						〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	

※ 補助金見込額は、補助対象経費の2/3以内とし、千円未満切り捨て

※ 委託費を計上する場合は、(別紙1-2)委託説明書を作成してください。

※ 消費税及び地方消費税を除いて記載してください。

(別紙 1 - 2)

委託説明書

委託先	
委託の内容	
委託の必要性	
委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
見積金額	

- ※ 見積書を添付してください。
- ※ 委託費には、機器整備費、外注費は計上できません。
- ※ 委託ごとに作成してください。

(別紙 1 - 3)

特許取得説明書

特許の名称	
特許の内容	
特許取得の必要性等	※ 本事業において生じた発明であること、本事業において特許取得が必要であることについて記載してください。
出願時期 (予定)	年 月 日

※ 特許ごとに作成してください。

(別紙2)

水 素 関 連 事 業 参 入 計 画 書

事業名			
申請者			
住 所： 名 称： 代表者名：	資本金： 従業員数： 業 種：		
製造の拠点となる施設（主たる製造等の実施場所）			
施設名称： 住 所： （申請者の住所と異なる理由：）			
計画の概要			
参入を計画している水素利活用製品（水素関連部品）			
計画実施期間	年 月 ～ 年 月（事業化予定）		
参入計画の実施内容とスケジュール	別紙2-1のとおり		
参入計画に参画する企業・機関	別紙2-2のとおり		
水素事業参入計画に必要な資金の額及びその調達方法	別紙2-3のとおり		
技術検討ワーキンググループでの検討状況	別紙2-4のとおり		
参入を計画している水素利活用製品（水素関連部品）の現状と課題			
現状	※ 現在、事業をとりまく現状や環境等がどうなっているのかを記載してください。 例：【現在の市場規模】、【技術水準】、【既製品（部品）の状況】等		

課題	<p>※ 現状の中から、課題や問題となっている点について記載してください。 例：【現在の市場規模】、【技術水準】、【既存製品（部品）の状況】等</p>																												
<p>参入を計画している水素利活用製品（水素関連部品）の特徴等</p>																													
<p>基になる 技術・製品等</p>																													
<p>特徴</p>	<p>※ 水素利活用製品（水素関連部品）において【アピールする点】、【特記すべき点】があれば記載してください。 ※ 製品（部品）の【新規性】、【優位性】について簡潔に記載してください。</p>																												
<p>水素利活用製品（水素関連部品）の事業化</p>																													
<p>生産体制</p>	<p>※ 事業化後の生産体制について簡潔に記載してください。</p>																												
<p>販売方法等</p>	<p>※ 事業化後の販売方法について簡潔に記載してください。</p>																												
<p>事業化の効果</p>	<table border="1" data-bbox="461 1675 1406 1892"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上</td> <td>20 百万円</td> <td>3 億円</td> <td>6 億円</td> <td>10 億円</td> <td>10 億円</td> <td>29.2 億円</td> </tr> <tr> <td>設備投資</td> <td>—</td> <td>10 億円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10 億円</td> </tr> <tr> <td>雇用</td> <td>—</td> <td>5 人</td> <td>10 人</td> <td>10 人</td> <td>—</td> <td>25 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 【設備投資】、【雇用計画】、【新事業展開】等の波及効果について簡潔に記載してください。</p>	区分	年度	年度	年度	年度	年度	合計	売上	20 百万円	3 億円	6 億円	10 億円	10 億円	29.2 億円	設備投資	—	10 億円	—	—	—	10 億円	雇用	—	5 人	10 人	10 人	—	25 人
区分	年度	年度	年度	年度	年度	合計																							
売上	20 百万円	3 億円	6 億円	10 億円	10 億円	29.2 億円																							
設備投資	—	10 億円	—	—	—	10 億円																							
雇用	—	5 人	10 人	10 人	—	25 人																							

(別紙2-1)

参入計画の実施内容とスケジュール

(年 月 ~ 年 月 (事業化予定))

＜事業区分＞		実施時期 (実施の始期と終期を矢印で記載)			
実施内容	主たる実施者 (実施場所)	年度	年度	年度	年度
＜技術開発＞					
1-1. **** ***					
1-2. **** ***					
＜試作＞					
2-1. **** ***					
2-2. **** ****					
＜評価＞					
3-1. **** ***					
3-2. **** ****					
＜その他＞					
4-1. **** ***					
4-2. **** ****					

- ※ 過去に実施した事業区分（本補助事業のみ）については、過去に遡って記載してください。
- ※ 事業区分＜その他＞には、事業化に向けた取組などを記載してください。
- ※ 実施時期欄が足りない場合には、年度欄を増やして記載してください。

(別紙2-2)

参入計画に参画(委託(技術開発、評価))する企業・機関

	①住所、②名称、③代表者名	④連絡先、⑤資本金、⑥従業員数、⑦業種
	⑧具体的な協力の内容(対応する事業区分の実施番号(1-2,2-1など))	
1	① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦
	⑧	
2	① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦
	⑧	
3	① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦
	⑧	
4	① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦
	⑧	
5	① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦
	⑧	

※ 申請者を含めて記載してください。

※ 5者を超える場合には、行を増やして記載してください。

(別紙 2-3)

水素事業参入計画に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

実施時期	計画に 要する経費	資 金 内 訳		
		補助金	自己資金	その他 (借入金等)
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
平成 年度				
合 計				

※ 過去に実施した事業区分（本補助事業のみ）については、過去に遡って記載してください。

※ 実施時期が足りない場合には、年度行を増やして記載してください。

(別紙 2-4)

技術検討ワーキンググループでの検討状況

技術検討WG メンバー	
実施日・ 実施場所	
検討事項	
アドバイザー の意見	

年 月 日

地方独立行政法人山口県産業技術センター理事長 様

申 請 者

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成 年度水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け平 山産技第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1 補助額の変更

(1) 既 交 付 決 定 額	金	円	・・・①
(2) 変 更 交 付 申 請 額	金	円	・・・②
(3) 差	額 金	円	(①－②)

2 変更の理由

3 変更の内容

4 変更後の経費区分

(単位：円)

費目	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額
機器整備費			/
委託費			
事業費			
その他			
小計			
合 計			

年 月 日

地方独立行政法人山口県産業技術センター理事長 様

申 請 者

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成 年度水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け平 山産技第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付要綱第12条の規定により、承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する実施計画名

2 中止（廃止）する理由

3 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

地方独立行政法人山口県産業技術センター理事長 様

申 請 者

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成 年度水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け平 山産技第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を平成 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金実績報告額

金 _____ 円

2 水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金支出について

（単位：円）

費目	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金申請額
機器整備費			
委託費			
事業費			
その他			
小計			
合 計			

3 取組成果等について

※ 技術確立に向けた取組内容（技術開発、試作、評価など）及び成果について、可能な限り詳細な内容を記載すること。

年 月 日

地方独立行政法人山口県産業技術センター理事長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

印

平成 年度水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け平 山産技第 号をもって額の確定の通知があった上記の補助金について、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

交 付 決 定 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円

2 振込先

口 座 振 替 先	金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 組 合	支 店 出張所
	預 金 の 種 別 及 び 口 座 番 号	1. 普通預金 No. _____	2. 当座預金
	(フリガナ) 口 座 名 義 人		

(裏面を記載のこと)

◆ 補助金該当要件に係る申告事項（□に✓入れて確認すること。）

県税の滞納の有無	(□有 □無)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主への該当の有無	(□有 □無)
暴力団関係事業主への該当の有無	(□有 □無)

年 月 日

地方独立行政法人山口県産業技術センター理事長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

印

平成 年度水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け平 山産技第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金について、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付要綱第17条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

交 付 決 定 額	金	円
概 算 払 受 領 済 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
差 引 残 額	金	円

2 振込先

口 座 振 替 先	金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 組 合	支 店 出張所
	預 金 の 種 別 及 び 口 座 番 号	1. 普通預金 2. 当座預金 No. _____	
	(フリガナ) 口 座 名 義 人		

(裏面を記載のこと)

◆ 補助金該当要件に係る申告事項（□に✓入れて確認すること。）

県税の滞納の有無	(□有 □無)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主への該当の有無	(□有 □無)
暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係事業主への該当の有無	(□有 □無)

年 月 日

地方独立行政法人山口県産業技術センター理事長 様

申 請 者

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成 年度水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金事業化活動状況報告書

平成 年 月 日付け平 山産技第 号により交付決定のあった水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金補助金に関し、平成 年度の事業化活動状況について、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付要綱第21条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

(別紙) 事業化活動状況報告書

1 県内での事業化に向けた活動状況等

【活動状況】	
年 月	具 体 的 な 内 容

【今後の活動方針】

【県内での事業化の目途】

2 知的財産権の出願等の状況

--

3 事業化

製 品	
-----	--

【売上等】

区 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合計
売 上						
設 備 投 資						
雇 用						